カトリック福岡教区共同納骨所使用管理規程

(目的)

番)

- 第1条 この規程は、次の納骨所における納骨、施設の使用ならびに維持管理について必要な事項を定めたものである。
 - (1) 福岡教区カトリック納骨堂2号館共同納骨所(福岡市南区和田4丁目15

(管理委員会)

- 第2条 納骨所の使用、維持管理などの運営を円滑にするため、福岡教区納骨堂管理委員会(以下「管理委員会」という)を設ける。
 - 2 管理委員会に関しては、福岡教区納骨堂管理委員会則に、もとづく。

(申込者の資格)

- 第3条 納骨所の使用の申込み資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) カトリック福岡教区に所属する信者及びその親族
 - (2) 管理委員会によりふさわしいと認められた者

(使用及び使用予約の申込と承諾)

- 第4条 納骨所の使用を希望する者は、「**納骨所使用申込書**」(様式 1)に必要事項等を 記入の上「**誓約書**」(様式 2)を添えて管理委員会に申込み、管理委員会の承認を 得なければならない。
 - 2 管理委員会が前項の申込を承認し、申込者より使用寄付金の納付を受け 「使用許可書」(様式 3)を発行したとき、申込者は納骨所使用者(以下「使用 者」という)となる。
 - 3 自己の為の使用予約(生前)申込者は使用の許可を受けた後、使用者と同等の責務を負うものとする。

(使用寄付金等)

- 第5条 納骨所の使用寄付金は共同埋葬 1柱 100,000円以上とする。
 - 2 使用寄付金は、物価の変動等により不相応となった場合は、改正する事がある。
 - 3 使用寄付金は、返還しないものとする。

(納骨)

- 第6条 納骨するときは、市町村長発行の火・埋葬許可書、又は改葬許可書と使用許可書を添えて、別に定める「納骨届」(様式 4)を管理委員会に提出し承諾を受ける。
 - 2 遺骨の収骨に用いる容器は、原則として委員会が指定する容器を用いなければならない。 原則として納骨後の遺骨の取り出し、改葬は出来ない。
 - 3 納骨所への納骨作業は、管理者で行い、利用者の立ち入りはできない。 また、納骨場所の指定もできない。
 - 4 使用許可書を紛失・汚損した場合は、管理委員会宛に再交付の申請をしなければならない。
 - 5 納骨日から起算して15年間は納骨して、その後、合葬所に合葬する。

(使用者の通知義務)

第7条 使用者は使用許可書等に記載された事項に変更があった場合、速やかにその旨を 管理委員会に届け出なければならない。

(禁止行為)

- 第8条 この納骨所において次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) カトリックの典礼、儀式及び慣行の無視、又はさまたげる行為。
 - (2) カトリック以外の他宗教による祭儀などの一切の行為。
 - (3) 風致を害するような行為。
 - (4) 墓地に関する法令又はこの規程に定める事項に違反する行為。

(使用許可の取消)

- 第9条 管理者は次の各号に該当した時は使用許可を取り消すことができる。
 - 1 この規程第8条に規定された禁止行為を行ったとき。
 - 2 共同納骨を目的以外に利用したとき。
 - 3 使用許可書を譲渡又は転貸したとき。
 - 4 使用者が死亡した日から3年を経過しても納骨しないとき。
 - 5 法令又はこの規程に基づく指示に違反したとき。

(墓参)

第10条 墓参は、屋外に設けられた墓参所で行うこととする。納骨所に入ることはできない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は管理委員会が教区司教の承認を受けて行う。

(付則)

第1条 本規程は2022年4月1日から施行する。